

私の質問の仕方も悪かったせいと思いますが、その点についてひとつご訂正をお願いしたいというふうに思うわけです。

いずれにしても、教育の荒廃あるいは少年犯罪の原因を教育基本法のせいにするというふうな手法に対しては、先ほどから山新の主張なんかも出しましたが、各方面から筋違いではないかというふうな声が上がっております。子供と教育をめぐるさまざまな問題の根源がこの教育基本法にあるのではなくて、子供一人一人の人間的な成長を目指す、こういう教育基本法の理念をないがしろにしてきた、そういうこれまでの政治にあったのではないかというふうなことを申し上げて、この教育基本法についての議論についてはもっと大きな議論を展開していくべきではないかというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

+

午前 11時55分 休憩  
午後 1時00分 再開

### 蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、鳥谷政一議員から早退させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 本日は3つの通告をしておりますが、したがいまして、1番から順次

ご質問を申し上げたいと思います。

終盤国会の悪法を問うについて、市長にお聞きいたします。

小泉政権最後の通常国会が1月20日に開会し、6月18日に150日間の会期を終えようとしております。巨大与党を従え改革の総仕上げなどとも呼ばれた国会でもあります。耐震強度偽装事件、ライブドア問題、さらには輸入を再開した米国産牛肉の安全問題などが与党を直撃しましたが、巨大与党の力で難なくクリアしてしまっただよと感じております。

一方で、野党の力のなさよまとまりのなさがアメリカの支配を強化するような法案を矢継ぎ早に提出してきたとの感も持っております。過去に成立した法律の周辺事態法が米軍再編推進法に対応し、盗聴法は共謀罪に、国旗国歌法は教育基本法の改悪案になり、憲法調査会の設置は国民投票法案という流れになっていると考えられます。国政の問題は国会で議論してもらえばよいのではないかと思います。昨今、政治も経済の流れもスピード感があり、原油価格が上がればすぐ小売価格に反映されますし、政治的には医療制度の変更があったり、障害者自立支援法が施行されれば、市民生活に直接大きな影響が出てくるなどを考えれば、直結していると思います。

そこで、市長にお聞きしたいテーマにした理由について申し上げます。

3月27日の朝日新聞をスクラップしておいたのですが、「来夏の参議院選 自民・民主新顔対決へ始動 自民初公募で新鮮さ強調」との見出しですが、「自民副幹事長、任期を1年残して引退表明、間もなく目黒栄樹長井市長が立候補の意欲を県連幹部らに伝えてきた。国の改革はまだ足りない。自分なりに力を尽くしたい」との報道でありましたが、また、私、ラジオを聞きながら車で移動していましたら、そういった旨の公募しているとの放送でありました。先

+

日の春季消防演習のときにそのことを平県議に話したところ、20秒間のスポットで60回放送の予定ということでありました。60歳までの方で県内在住か県にゆかりのある方ならだれでも応募できるとのことのようであります。その意味で、公募というのは話題にもなりますし、いいアイデアだとも思います。

目黒市長は、政治家として志を高く持ち、一石を投じたわけで、その勇気と決断に私は評価のしようありませんが、そういった努力にむだはないと思います。

そこで、終盤国会で議論されている法案並びに、この質問をするところには採決の結果が出ているものもあるかと思いますが、5つの法案に対して簡単に問題点を整理したいと思います。その上で、市長からみずからの政治信条に基づき考え方を披瀝願いたいと思っております。

最初に、共謀罪についてです。

特定のグループや仲間が政治や社会のことを話し合い、不満に思った数人が、何か行動を起こそうではないかとなった場合、犯罪の合意があったとだれかが供述をし、検事調書に書かれれば、犯罪が成立するというものであります。また、「犯罪を抑止したり、犯人を検挙することは大切だが、一方で、市民生活の権利や自由を不当に侵す危険があります」こういった説明を警視庁勤務を経て衆議院議員になった亀井静香さん、現在国民新党に所属してようですが、述べております。まさに犯罪行為を取り締まるのではなく犯罪抑止を名目に内心まで取り締まる、現代の治安維持法とも呼ばれているものだと思います。

次に、2つ目に、医療制度改革関連法案についてであります。

所得の高い患者の窓口負担割合は、2008年4月までに2割から3割に上がり続け、長期療養している高齢者の食費や住居費を全額自己負担することや療養病床数を半減することにより、

事実上高齢長期療養者を医療施設から追い出すこととなります。さらに大きな変化は、2008年4月から75歳以上の人だけを集めて独立した保険制度、後期高齢者医療制度が創設され、保険料の1割を75歳以上の人払うようになります。高齢者がふえ、医療費がふえると、連動して保険料も上がる仕組みになっております。まさに高齢者いじめの法だと考えております。

次に、3つ目に、国民投票法案について論点を拾い上げてみますと、憲法改正に限定をするのか、一般的国民投票も想定するか、投票権者年齢、国籍、海外在住などをどう扱うか、国政選挙との実施では、同時にしない、周知・広報機関の設置と周知期間について、公務員や教育者の地位利用に関すること、テレビ・ラジオなど放送媒体を使つての宣伝・広告、報道規制などについてなど、論点として整理できると思いますが、すべての国民が平等に享受できる日本国憲法ですから、地位の利用などは問題があるにしても、広告、宣伝、報道などについて国民の活動を制限する必要は全くないのでないかと私は考えているところであります。

次に、4つ目に、いわゆるアメリカ軍再編推進法についてであります。

米軍の世界的再編が進み、日米出撃基地化のために必要な法律をねらうものと考えられます。国が計画をすれば、当該自治体や住民の意思などと無関係に、国の権限で実施できるような事態になるとの理解ですが、例えば沖縄普天間基地の名護移転での海面埋め立てを一方的にできる法律や米軍グアム移転に伴う引っ越し代の7,000億円を差し出すための法律などですが、沖縄海兵隊8,000人のグアム移転だけが押し出され、費用を値切ったことが成果として誇示されました。米軍の戦略上、グアムに司令部機能を再配置し、戦闘部隊は沖縄に残すもので、費用を日本に分担させるなど筋違いであるばかりか、在日米軍の再編全体で約3兆円の負担をさ

+

せるシナリオが米国から明らかにされているというのですから、とぼけているとしか思えません。

次に、5つ目になりますが、教育基本法改定案についてですが、なぜ教育基本法を変えなければならなかったのか、全く理解ができません。改定案の提案理由は、制定から半世紀が経過し、教育を取り巻く状況は大きく変化。道徳心や自立心、公共の精神などの重視が求められている。新しい教育理念を明確にして、国民の共通理解を図り、国の未来を切り開く教育の実現を目指すとのことなのですが、1947年3月31日に制定された全部を改めて読んでみましたが、言いわけがましい改定案と比較すれば、11条から成る現行法の方がむしろシンプルでわかりやすいと考えます。

提案している教育基本法では、常識的で当たり前のことを子供に諭すように書いてある条文があります。第10条、家庭教育、第11条、幼児期の教育、第13条、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力など、このような家庭におけるしつけまで一々基本法にうたわなければならないほど、教育の分野は未成熟なのかとがっかりしてしまいます。さらに第17条、教育振興基本計画を定めるよう努めよということなのですが、法でわざわざうたう必要があるのでしょうか。

市長からは、ここまでの5つの法に対して、どのように見ているかをお答えを願いたいと思います。

大きい2つ目に、教育基本法改定問題と教育面から見る格差社会について、教育長にお伺いをいたします。

4月28日に提案された教育基本法案は、さまざまな角度から指摘されていますが、第1には、国家主義の強調だといわれております。前文冒頭に、現行法には、「われらは」で始め、「個人の尊厳」「真理と平和を希求」など普遍的な

立場を強調しているのに対しまして、法案では、「我々日本国民は」「公共の精神」「道徳心」「自律の精神」「伝統と文化を尊重し」など列挙し、「心理と正義」と言い換え、第2条第5項では「我が国と郷土を愛する」との表現になったのは、最大の焦点となっていた愛国心の表現をどうするかということでは、全文掲載にこだわり、小さく埋もれかけて見えるという人もいます。

しかし、私は、確実に愛国心を強要する表現であり、憲法第19条が保障する「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」に違反するのではないのでしょうか。

第2の問題は、現行法第10条の「教育は、不当な支配に服することなく」までは同じです。ここでは、不当な支配とは国家権力の支配を意味します。問題は、これ以降の不当な支配を排除する保障として「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」が、法案第16条では「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」として、国が教育内容に介入ができるようになるのではないかとの危惧するものです。

まず、この2点について、教育長の答弁をいただきたいと思います。

次に、現行法第3条、教育の機会均等は、2項でできておりますが、法案は第4条でうたっており、現行法の第1項と第2項の間に第2項として、「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」を挿入しているだけで、ほかは同じようであります。この条文は、現行法の第1項では、「その能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない」。第2項では、「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な者に対して、就学

の方法を講じなければならない」となっています。まさに機会均等の原則が貫かれていると思います。

しかし、働き方の変化が個人間、地方間の経済格差が教育格差になっていると言われます。若者層の働き方の中で、フリーター、ニートと言われる失業者が、基準のとり方はいろいろありますが、200万人とも言われています。労働意欲を持たせ、社会的に責任を持たせることが必要などと声高に言われていますが、実態は、フリーターの4割が正規雇用者と同じだけ週5日間以上働いていますが、パートにして低賃金化されているというのがフリーター拡大の最大の原因です。低賃金で正規雇用者と同じだけ働かせようとする雇用政策になってきていると思われまます。それでも仕事をしないよりはまだまだしと考えざるを得なく、いや応なしに所得格差が広がってきているのが現状です。ずっとではないにしろ、そういった中で結婚、出産、子育て、やがては大学まで卒業する22歳までの基本的総費用は、基本的養育費が1,640万円、プラス幼稚園から大学まで全部公立で1,345万円となり、合計2,985万円が最低費用との試算があります。いわゆるフリーター、パートでここまでの教育費の捻出が困難なのは明らかであります。基本法という能力があったとしても、大学進学などを断念する理由があるとすれば、学力よりも学費ということになりやしないではありませんか。

ことしのいつの朝日新聞か、スクラップしておかなかったのですが、困窮している家庭の子供に学用品や給食費などを援助する就学援助という制度があります。メモしておいたのですが、東京都において就学援助を受けている小・中学生が24%、4人に1人ということであります。ちなみに足立区は42.5%にも達しているということです。昨年の統計で、大阪府の高校生の21%は授業料免除を受けていて、5人に1人と

なっています。また、年収400万円以下の世帯で、何と教育費が占めている比率が家計の60%を占めているようであります。この資料は、国民生活金融公庫総合研究所の「年収階級別に見た世帯の在学費用と世帯の年収に対する在学費用の割合」という図から見たものですが、経済格差が教育格差に大きな影響を及ぼしていると言えます。県別の就学援助率の推移を見てみますと、全国平均で12.8%となっていますが、山形県は4.8%と、静岡県の4.1%に次いで2番目に低いようであります。長井市の就学援助率並びに件数の推移についてお聞かせを願いたいと思います。

また、文部科学省の資料によりますと、公立高校の授業料減免者総数は、96年で10万9,662人、3.4%、2003年では20万4,981人で7.8%とこのことのように、8年で2倍を超えているようです。ここの部分も経済格差が教育格差としてあらわれているところだと思います。

第3条の教育の機会均等をしっかりと実現するには、現在のような貧弱な教育投資ではなく、現行法ができたころのように未来を見据えた投資をすることが、経済格差からくる教育格差を少しずつでも解消する唯一の道であると私は確信しております。見解をいただきたいと思います。

ちなみに、私が持っている資料の中で、教育投資がどのように考え、どのように行われてきたか、また外国との比較ではどのような位置にあるかを紹介したいと思います。

教育改革は敗戦直後からスタートし、1947年、教育基本法ができた年が節目です。新しい民主教育を始めたいがお金がない。学校がつくれな。子供たちの未来を考えてそのような厳しい状況の中で新生中学を発足させ、民主主義教育を推進し、教員養成のレベルを中高から一挙に大学まで上げました。

1940年代後半、いわゆる戦後から60年代にな

+

るまでは、日本はG N P（国民総生産）比で世界の1位の教育投資を行っている国です。敗戦後、貧しいときのこの勇気ある教育投資が、我が国の経済、社会、文化の飛躍的な発展へと導く礎になった。しかし、現在、我が国の教育投資は、先進国の中G D P（国内総生産）比で最低レベルに落ち込んでいる。O E C D（経済協力開発機構）加盟国では、全加盟国の平均がG D P総額のうち6.1%を教育費に支出しているのに対して、日本は4.7%と、5%に満たない状況であります。支出比率の高い順に、アイスランド、アメリカ、デンマーク、韓国、ノルウェー、スウェーデンなどに続き、日本は23番目に位置していることを加え、次に移りたいと思います。

最後の項になります。3番目の住基カード普及率と電子申請システムについて、企画調整課長にお聞きします。

電子申請システムについて、3月定例議会の予算総括質疑の中で詳しくお聞きしていますが、その段階では、「申請のときの本人の確認はどうするのか」と、「使用料や手数料などの決済のところ、いわゆるお金の分が残っているわけですが、そこをどうするのか」ということに対して、本人確認のところでの課長の答弁では、「認証基盤というのもまだできていないので、不足な部分については段階的に進めていきたいとの現在の考え方とお聞きしています」と答弁しています。

そこで、5月31日の山形新聞に、「本県の住基カード普及率0.30% 依然低調 全国2番目の低さ」との見出しで書いてありましたが、長井市は0.22%のようです。この記事の中で、「来年3月から稼働する予定の電子申請システムは、住基カードによる本人確認が必要なることをホームページでP Rするなどし、普及率アップを図る」と書いてあります。担当課として説明を受けていると思いますが、電子申請を

する場合、インターネットに加入し、本人確認のため住基カードの交付を受けていることが前提条件になりますが、カード発行の普及率を上げることが先決のようですが、どのような施策を考えておられるかをお聞かせを願ひまして、壇上からの質問といたしたいと思ひます。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えをします。

まず、終盤国会の重要法案についてですが、国民の一人として、私もしっかりと見、そして考えていかなければいけないというふうに思っております。しかし、この市議会の壇上で答弁する場合は、12月14日までは私は市長の職務に専念をしたいと思っておりますし、市長としてかなり慎重に言わなければいけないということもご理解をいただきたいと思ひます。

その上で、挙げられた5つですが、まず、共謀罪についてですね。これは、平成12年の11月に国連総会で国際組織犯罪防止条約、これが採択されて、平成17年9月に発効したと。組織的な犯罪集団については、これはテロ、それから国内でいうとオウムとかいうのがありますし、今の法制上、不備を補うものだと私は理解をしております。

その要件等についても、これは厳格にしなければいけない。この法律案でも、殺人罪、強盗罪、これは共謀の対象になるけども、暴行罪であるとか凶悪罪、これは対象にしないというふうにはっきり言ってるわけでありまして、オウム等の団体についても、それはやっぱりしっかりと識別をしていかなければいけない。漠然とした相談だとか、あるいは居酒屋で意気投合したものなんていうものには、これは適用してはいけないわけですし、適用しないというふうに言っているわけですから、対象を国境を越えた組織犯罪集団だけに限るといふのがいいかどうか

か、国内にもさっきのオウム等のこともありますから、この辺の対象を限定しながら、それから処罰も4年なのか5年なのか等も大いにやっぱり議論されるべきだろうと思います。しかし、私は、今のテロ等も考え、あるいは犯罪が、オウム等でも従来あり得なかったことが起きてるわけでありますから、そういったものにも対処をする必要はあるというふうに思っております。

次に、医療制度改正であります、これは直接やっぱり市民の皆さんの今後にもつながってまいりますし、このところはよく勉強しながら、しっかりとそれにまた対応しなければいけない。これは、この中では成立しそうだという見通しも出ているわけでありますので、ご指摘のような高齢者いじめ等にならないように、しかし、これは、後期高齢者であっても相当所得があると、520万円ですか、というような人があるものについては、やっぱり応分の負担であるとか、前期高齢者についても若干負担がふえるというところとか、それから、都道府県単位を軸にした保険者の再編・統合、これがどの程度長井市等にも影響があるのかどうか、財政負担がふえるのかふえないのか、こうでないとやっていけないのかどうか等もよく検討をしてみなければいけない。事務当局にも勉強するようにというふうに言っておるところであります。

次に、国民投票法案についてであります、これは、ご案内のように、憲法第96条に定める憲法改正についてというものだと思います。私は、これも対象が皇室典範や自衛隊派遣とか広がることはよくないと思っております。これは、憲法改正、この場合には、基本的には各議員の3分の2以上の議員の賛成がなければだめなわけでありますが、国民の皆さんに率直に聞いてみるというのは、これは法律の上の基本法でありますから、憲法については、これは、国民投票法案については、これも国民の皆さんの意見を聞くという意味で、プラスに評価していいの

ではないかと思えます。選挙権は今20歳以上ですが、将来どうするか。18歳以上ということになれば、選挙権と同じということになるかもしれません。この問題については、しっかりと議論してでも、私はこれはプラスの面が多いというふうに思っております。

4番目のアメリカ軍の再編関連法案についてであります、これはやっぱり沖縄としては、わずかの面積の中に75%の基地があると、しかも普天間に至っては非常に町中にあるというものを何とかしてほしいという沖縄県民の悲願等もしっかり考えていかなければいけない。何でも反対というわけには、これはいかないのではないかというふうに思います。

費用分担等については、私は、今まで交渉でしたから、明らかにできなかったということはあると思えますが、これからはやっぱり、どれぐらいかかるべき、そしてどれぐらい負担すべきかということ国民の皆さんにはっきりと明示をして、そして国民的な議論をしなければいけないというふうに思います。

ただ、私が思いますには、日本がこれから進むべき道は、日本の自衛、これはどうしてもやらなければいけない。はっきり言ってテポドンとか、日本海に來たり上空を通ったりする危険性もあるわけですから、非武装などというのはもう通用しないわけですし、自衛ということを考えると、自衛だけでやると、自分の国だけでやるとなると、これはどんどんどんどん費用が膨らんでくるのではないかと。この細長い日本列島を守るというのはかなりの費用がかかるのではないかと。それで、なおかつその国土を守れるのかどうかということだって考えなければいけない。

宮沢喜一さんの「私の履歴書」、先月だと思えますが、やっぱり軍事的はアメリカと同盟をしながら、アメリカにも日本を守ってもらうという方が現実的だと、費用の面でも現実的だっ

+

たと、そしてこの60年間、余り軍備、まず第一軍備と言わずに経済その他、民生に力を注いできたことの方が、日本の選択としては大筋でよかったのではないかということも言われておりましたし、私は、そういった意味では、費用についても、日本だけで守っていくというならば、どれぐらいかかるのか。迎撃ミサイルだって必要ですね、今度は、テポドンが飛んでくるなんていうことは。それが日本だけでできるのかどうか。こういったことも考えていかなければいけないわけで、これはやっぱり国民の皆さんに明らかにできるところはしながら議論をしていかなければいけない。

これまで私は大筋として、まずアメリカと仲よくするということは間違っていなかったと思います。ただし、日本は、自衛はしなければいけません、海外ではなるべく武力行使をしない。これも日本の61年前の教訓でありますから、そこを今度はアメリカと納得できるのかどうか、ここも、余りにも一体化したらどうなのかというようにところも心配はあるわけですから、国の指導者として、ドイツ等も、フランス等もそうですが、やっぱり国の方針というものははっきりしてるわけなので、我々は、自衛はするけども、他国の領土では武力行使をしないようにというのが我々のこれまでの方針だったと思いますし、宮沢さんも、あるいは自民党の良識ある皆さんもそう言うておられたと思いますから、そのところをしっかりと主張もしていくという中で、自国の安全を守りながら、社会に貢献できる道はないかと、PKO等もありますからね、やっぱりそういったことを考えていかなければいけないのではないかというふうに思っております。

教育基本法について、教育長さんが、愛国心等だと思いますが、この間、市長会でも文部科学省の審議官が来まして、それなりに説明をしました。質問も幾つか出ました。ただ、愛国心

も伝統や文化を愛する態度を養うということですから、しかも時の政府を対象にしないということなので、かなりソフトな表現だと私は思いますし、今までなかった例えば生涯学習ですね、それから大学等についても、もう4割、5割が大学へ進学する時代、それに申述をされておりますし、家庭教育や幼児教育も申述をされております。それから地域の教育についても述べられているという意味では、これまでの教育基本法を踏まえながら、新たな時代にも対応できるような努力は私はしてあると思ってきたところでもあります。

いずれにしましても、医療制度は国会で採決されるかもしれませんが、まだこれから次の国会に継続審議されるということでもありますので、国民の一人としてしっかりと注視しながら、勉強もしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えをします。

愛国心と国家介入の問題については、先ほど藤原議員の方にお答えしたとおりですので、それ以上のことはありません。ただ、家庭教育とか幼児期の教育が条文化されている問題について、私なりの考えをお話しさせていただきたいというふうに思います。

今回の改正法案は、現在の11条から18条になりました。削減されたものもありますけども、相当部分新設されているわけで、新設されたものの中に家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携教育などがあります。議員ご指摘のように、いずれもその重要性が叫ばれ、話題になり、これまでも実践してきているところですが、改めて条文化する必要はあるのかというふうに問われれば、その是非は別としても、一部学校教育だけに押しつけられ

がちな子供の教育について、第一義的な責任は親または保護者にあるということをお明記することで、私は保護者の子育てへの意識の変化とか意識の高まりにつながっていくのでないかというふうにご期待をされているところですし、幼児教育、また家庭教育のための環境整備とか支援を明確にしていることは、好ましいことなのではないかなというふうにご受け取っているところです。

大きな2番目の教育面から見る格差社会についてということをお答えをしたいというふうにご思います。

これは、ある全国的な教職員研修会の折に、二極化現象が話題になったということが新聞の記事に載っていました。そのことから、3つの点をお答えをします。

1つは、家庭の経済力の二極化ですね。これもご指摘ありましたけれども、塾に行ける子と行けない子が出てきていると、それによる学力差が出てきているということです。都会の話でしょうが、やっぱり学校の授業を当てにしないで。

この前、長井市内の中学校に都会から転校してきた女の子が学校の様子を見て、頭髪が色を染めている子がいないというようなこと、頭髪がしっかりしている。教室の机が非常に整然と一列になっている。授業を受ける態度がよいのにびっくりしたという感想を持ったそうです。都会にはそうでない学校もあるんだなというふうにご改めて感じたところでした。

ちなみに市内の小・中学生の塾通いは、小学校高学年と中学校で2割弱というふうにとらえているところです。どちらかというと北学区の方に塾が多いようで、北中の生徒の塾通いの割合が南中の生徒よりも多いという傾向があるようですが、ここ数年で塾通いの生徒がふえているとか減っているという状況ではありません。

また、学校徴収金の未納とか納入のおくれなども話題になっていますが、ごく一部大変な家

庭もあるようですけれども、これまでより増加しているという傾向ではありません。

要保護とか準要保護、いわゆる就学援助児童生徒の家庭は、昨年の17年4月1日段階で87人の3.2%、ことし4月1日現在で90人の3.3%と微増の傾向にありますけれども、ここ数年、年度によって波があります。3.2から3.3%前後というふうにとらえています。ただ、母子家庭の方が増加傾向にあるということです。

2つ目ですが、学習意欲の二極化というのが指摘されています。これも先ほど議員からありました。ある意味では自分の能力を發揮できる時代であると思いますが、ただ、何となく生活していける時代でもあって、ハングリー精神がなくなっているのかなというふうにご思います。また、将来への夢や希望、働く意義を見出せない若者が出てきているという状況にあるのではないかというふうにご思います。雇用形態の多様化とか将来への不透明感などが影響しているのかとも思います。

今、学校の方では、小・中・高一貫したキャリア教育に取り組もうとしています。職業観とか勤労観、そして人生観まで含めて、家庭でも学校でも教えていく必要がある時代かなと思っています。

一般的には、子供の教育にかかる経費は先行投資と考えている親も多いようで、現実的に教育費が家計にどう影響しているのかはわかりませんが、子供の教育のためには無理をしてでもという家庭もあるのではないかというふうにご考えています。

3つ目には、親の子育てへの意識の差があると思います。生活のためとか金のため、子供への目配り、気配り、心配りが手抜きになるのが一番心配なことですし、親の人生観、幸福感の違いが子供へのかかわり方の違いになり、子供の成長に影響しているのかなというふうにも思っています。親自身の人生観をどう伝えるのか、

+



そういうことも問題かと思えます。子供の成長にとっては安定した円満な家庭環境が必要ですし、夢の持てる社会環境が必要だと思えます。親自身が夢を持って精いっぱい生きている姿を子供たちに伝えることがますます大切でないかと思えます。また、議員ご指摘のように、教育の機会均等等を国がしっかりと支えることは大事なことだと思っています。

以上です。

○大沼 久議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 蒲生吉夫議員の質問にお答えしたいと思います。

住基カードの普及ということで、どうやって工夫して普及を上げていくかというようなご質問でございます。

電子申請については、議員の質問のとおり住基カードが前提となってシステムが動くというようなことになっておりまして、住基カードを今後どうやって利活用を進めるかというのがやっぱり大きなポイントというふうに私どもも思っています。

この住基カードの利活用を進めるに、この3月に総務省の方から「利活用法等に関する検討報告」というのが出されております。その中では、多目的利用についての具体的な例、例えば長井市でもできそうなことでありますが、住基カードによる本人の窓口での確認でありますとか、現在行ってます印鑑登録証や図書館のカードを住基カードに組み入れるという多目的な利用なんかも紹介されています。

ただ、同じ報告書の中で、やはり制度上の課題も指摘されてることも確かであります。現在のところ、先ほど申し上げました図書館のカードでありますとか印鑑登録証を切りかえていくには、当然条例の改正ということが必要になります。そういったことだけじゃなくて、全国的に利用できるような制度を設けるべきでないかというようなご指摘があったり、あと、市町村

を異動しても使えるようなことも考えられないかというようなことがあったり、住民の方がもっと取得しやすいように、手数料の減免も考えられないかというような制度についての幾つかの指摘もあることも確かであります。

また、住基カードを利用する上でのシステム上のやっぱりまだ課題もあるというふうに報告を受けてます。それは、現在の状態では多目的な利用をするに、やはり移行するのに時間がかかると、システム上の問題がある。時間を短縮していくということが改善していくべき話でないかというような指摘もあることも確かであります。

また、大きいのはやっぱり費用の課題であります。実際に初期投資を初め維持管理費ということが絶対必要になってくるわけなので、その部分をどうやって廉価していくかと、価格の安いものをしていくかということも重要な課題でありますし、多目的利用を進めるに当たっては、当然財政措置が必要になってくるというようにも指摘されています。

こういった報告書の指摘も踏まえながら、今後、国の方としても、間もなくといいますか、あと二、三カ月後というふうに聞いておりますが、多目的利用の実践の手引ということで、また新たな視点からの報告書が出てくるというふうに聞いております。県なり国としてもこういうふうな動きで進めたいという気持ちは持っているようでございますので、その部分を長井市としても十分注視しながら、また、市の中でも情報化の推進ということで調査研究を行う作業部会も持ってます。この部会の方にも、仕事の中身だけじゃなくて、こういった市民サービスについてかかわる部分をひとつ課題にして検討するように指示していきたいなというふうに思っています。

同時に、議員ご指摘がありました山形新聞等にも書いてありますように、山形市と天童市で

すか、こちらの記事も出てますので、そちらの情報等もとりながら検討してまいりたいなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今、立ったついでに企画調整課長からお答えいただきたいと思いますが、要するに、私は、来年から始める申請システムがちゃんと使われるようになりさえするといいんですよ。これでいくと、また一つハードルがふえたという感じで、私、思ってるんですね。役所にまた通わなきゃいけないんですよ、電子申請をするには。本当は、できれば、住基カードがあれば自動交付機、例えば住民票の自動交付機だとかね、あればですよ、夜間でも、24時間対応する機械であれば、それができるようになるんですよ。けどもそうでなくて、単に手続上、本人確認のために住基ネットに加入してカードを取得しないと利用できないと。また一つハードル高くなったんだと思うんですね。

申請書を持ってきて、住民票をもらいます。その決済のためには、相変わらずやっぱり料金を手渡ししなきゃいけないですよ。その手間というのは、本当に費用対効果になるんだろかという、極めて素朴な疑問ですよ、絶対大丈夫だというふうにいるんな手段をもって答えてもらえばいいわけですが、金かけただけ捨てるようなもので、またそれで、これの機器、どういふふうになるかわからないですけども、普通はこういう機器というのは、5年ぐらいたつとまた更新するという仕掛けですよ。そういうふうにならないためには、長井だけがカードの発行率低いんでないわけですから、県内全部ですから、県内の平均よりもちょっと低いぐらいのかな、0.22ですからね。県の平均よりもちょっと低いわけですから、そのためには、例えばマニュアルで言ってた図書館の利用もこれで

できるというふうに変えられるんですか。私、変えられないような気がするんですよ。そういうふうな動きを最初からつくってきてないですから。国でマニュアル化してきて、何に使えるか、段取りをこれからするという、これから新しいものをつくるというんだけど、これ本当にそうなんだろうかと、情報量の少ない私はこういうふうに思うんです。

まあいいですよ。2つ目に、住基カードの取得者を上げていけば、電子申請する人もふえてくるという、例えば50%まで上がったとしますよね。その上げる方式を、例えばテニスコートを使えるようにするだとかね、そのカードで、そういう付加価値をつけているから高いところがあるんですよ。北海道のどこかの町、高いところがありますよというふうに言った。そこは具体的にどうなんだろうかと。申請システムが動くのは来年の4月なんです。4月。もうこの話は去年の10月、11月ごろからですから、県の電子申請システムが動き始めるぞと、19年の4月から動き始めるぞと言ってるのは、もう既に1年近くなってるんですよ。そこは今になってそういう対策とられていると言っても、あんまり信用できないわけで、こういうことだから大丈夫だと、こういうふうに加率を上げていくと、こういうふうに言っていたいなと思うんです。まずここについて。

○大沼 久議長 松木幸嗣企画調整課長。

○松木幸嗣企画調整課長 加率を上げる話としまして、住基カードの話もさせていただいたんですが、一つ、システム上の電子申請そのものについてのやっぱり利便性というのを、新聞でも上げてますように、PRするということが大事だというふうに思っています、1つ目には。それについては、新聞紙上に出てますホームページであるとか、また、当方の方では広報誌なんかも使ってやるということで、今、3月議会で申し上げましたので、100の業務というよう

+

なことで検討しておるといふふうに聞いてます。今月末が総会ですので、いずれ決定になってくると思うんですが、その100の業務ができますと、確かに前提条件として住基カードがないと申請ができないわけなんですけども、このくらいの業務が24時間体制でできます、申請できますというようなPRはしっかりやっていきたいというふうに思ってます。おっしゃるように、3月スタートなり、その時期さえやればいいということではなくて、やっぱり前段でわかる情報についてはオープンにしながら、当然県の方にも要望しながら、そういったものをまずは手がけていきたいというふうに思っています。

あと、議員おっしゃるように、私も申し上げたんですが、図書館のカードであるとか、印鑑証明のカードであるとか、当然ご紹介申し上げたように国でも検討してる経過もあります。私はやっぱりその部分、お金が実際どのくらいかかってくるのかというのをやっぱり見きわめてないと、今すぐカードの持つてるICチップの中に入れ込む、格納するというのは、即答はちょっとできないなというふうに思ってますし、実際にその部分が本当に議員おっしゃるように決定的な理由になるかという部分も検討させていただければなというふうに思ってます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 税金、例えば確定申告の申請なんかも既にできるようになってるわけなんですけども、例えば料金の部分を通帳から引かれるような仕掛けまでできるかどうかというところがやっぱり問題になるんだと思いますね。なるようにして、住基カードも加入推進されればいいなと思いますけれども、なかなか方策が見つからないようです。

あと、教育長にもう1回お聞きいたしますが、私、この資料ですけどもね、教育基本法の現行法が上に書いてあって、第1条から第11条まで書いてあって、現行法と条文がずれてくるとこ

ろがありますから、新教育基本法案が下の方に書いてあって、追加されてるところが一目瞭然にわかる、そういう資料なんです。すると、追加されているのは、先ほど言った学校教育という部分が第6条にあって、ここも第6条なんですけども、この後に追加されてるんです。第7条に大学っていう部分と、第8条に私立学校、第9条には教員、教員と相對するところの項はあるんですけどね、第6条第2項がそれに該当するようなんですけども、家庭教育、幼児教育の部分ですね。この家庭教育、幼児教育という部分を読んでいくと、教育の憲法だと呼ばれるような文章じゃないと思うんです、法律が。偉い人がつくっているんで、あんまり非難もしたくないわけですが、うちの中におけるしつけのことを言ってるんですよね、ここ。私は、教育を学校でするのは当然だと思いますけども、しつけは家庭ですよ、これは。これは教育基本法にうたう必要なんか全くない部分だというふうに、私はそう感じたんですね。

それともう一つ、先ほど市長の質問の部分で加えていた第17条の部分があるんですね。教育振興基本計画を立てなさいと、こう言ってるんですね。これまでの学校教育の中で、この計画立てないでやってきてるところないと思います、私は。当然その計画を立ててやってきてるんだと思いますよ。改めて教育の憲法と呼ばれる中にこんな条項を入れる必要があるんだろうかという極めて素朴な疑問なので、こういうことだから要るんだと、こういうようなことがあればお聞かせ願いたいなというふうに思うんです。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 先ほどの藤原議員のときもお答えしたんですけども、教育基本法としてのけたの問題ですね。これ、どうなのかな、私もよくわかりません。正直なところ、わかりません。ただ、関連法規が、この下にたくさん法規が来るわけですから、その段階でますますこまく

なるということも考えられる。そういう意味で、やっぱりもう少し、いろんな世論の中でも丁寧に、慎重に審議してほしいということがありますので、その辺も含めて、私はやっぱりもう少し丁寧に、慎重に審議すべきことなのかなと、関連法案の関係もありますので、そう思います。以上です。

## 大道寺 信議員の質問

○大沼 久議長 ここで、大滝昌利教育長から、体調不良により退席させてほしい旨の申し出がありますので、ご報告いたします。

次に、順位4番、議席番号3番、大道寺 信議員。

(3番大道寺 信議員登壇)

○3番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります2点について質問いたします。

質問の第1点目は、人材育成基本方針についてであります。

長井市は、平成17年度に終了した「行財政改革推進実施計画」に引き続き、平成18年度から22年度までの行財政改革である「自立計画」を策定し、その取り組みがスタートしました。この自立計画では、具体的な目的、目標を示すと同時に、推進するための環境整備とシステム構築が示されています。システム構築では、「協働を促進するためのシステムと長井市人材育成方針の推進による職員の能力開発を進める」とされています。

人材育成は、民間企業にとっても現在大きな課題とされています。特に、バブル崩壊以降、民間企業は厳しい企業環境に置かれたことから、日本の企業が成長してきた大きな要因の一つとされる社内研修制度が十分機能せず、また、団塊の世代が退職を迎えることもあり、ものづく

りの技能、技術が伝承されない状況にあると言われております。

自治体においても、職員の年齢構成の偏在化やさまざまな制度が大きく変化するなどの状況下において、これらに対応する能力向上は不可欠な時代を迎えていると言えます。

こうした状況を踏まえたとき、長井市人材育成方針は的を射た施策であり、評価するものがあります。この方針に基づいた施策が確実に実施されることを期待し、以下質問するものであります。

まず、第1点目は、人材育成の方策で示されている人材育成型人事管理システムについてお伺いをいたします。

示されたシステムでは、人材確保、人材育成、人材活用の3点に区分し、それぞれ職員採用、職員研修、人事評価、人事処遇策を進めることになっています。各施策の考え方については、異論がなく、そのとおりであると考えますが、いつまで制度をつくるかが示されていないと思います。自立計画を推進するため、あるいは支えるためのシステム構築であるとするならば、いつまでそれぞれの制度をつくるのかが示される必要があると考えます。少なくとも自立計画期間中につくり上げればよいというものではないと思いますが、それぞれの制度についての具体的なスケジュールについて総務課長にお伺いをいたします。

次に、民間企業経験者等の採用は実施すべきについてであります。

人材確保策の中で新規採用の考え方が示されており、中でも、「よりよい組織風土の醸成と職員の年齢構成の平準化を図るため、民間企業を含めた外部組織の勤務経験を有する人材の採用を可能とするため、採用対象年齢上限の拡大も検討していきます」とされています。

現在のように大きく変化する社会にあって、その変化に迅速に対応する能力が求められるの

+